

第 1 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

3 月 3 0 日

平成28年第1回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月30日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成28年3月30日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	平成28年3月30日 午後1時43分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番		8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	3 番	宮 平 喜 文		
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 清 志	2 番	宮 平 讓 治
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲		
	副 村 長	宮 平 真由美		
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	教 育 課 長	中 村 悟		

平成28年第1回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成28年3月30日午後1時30分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第24号）
4	議案第24号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
5		提出議案の説明（同意第1号）
6	同意第1号	座間味村教育委員会委員の任命について
7	発議第4号	米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議
8	発議第5号	米軍人による準強姦容疑事件に関する意見書

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成28年第1回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平清志議員及び2番 宮平讓治議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．議案第24号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提出議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしくお願ひいたします。

議案第24号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成28年3月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成28年4月施行の人事評価制度導入に伴いこれまで規則で定めていた等級別基準職務表を条例化する必要があるため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本条例を提出する理由である。

条例第10号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別に定める」を「別表第4のとおりとする」に改め、「別表第4（第3条関係）」を下

記のとおり定める。

別表第4（第3条関係）

級別標準職務表

1 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主任の職務
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務 係長、主査及びこれに相当する業務
4級	困難な業務を行う係長及び主査の職務 課長補佐及びこれに相当する職務
5級	困難な業務を行う課長補佐の職務 課長及びこれに相当する職務
6級	困難な業務を行う課長及びこれに相当する職務

2 海事職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	乗組員の職務
2級	相当困難な業務を行う乗組員の職務
3級	次席一等航海士及び次席一等機関士の職務 相当困難な知識経験を必要とする乗組員の職務
4級	次席一等航海士及び次席一等機関士の職務 高度な知識経験を必要とする乗組員の職務
5級	船舶の一等航海士及び一等機関士の職務
6級	船舶の船長又は機関長の職務 困難な業務を行う一等航海士及び一等機関士の職務

備考 この表において「乗組員」とは、船長、機関長、航海士及び機関士の乗組員をいう。

3 医療職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	困難な業務を行う准看護師の職務 看護師及び保健師の職務
3級	主任看護師の職務 困難な業務を行う保健師及び看護師の職務

4級	相当困難な業務を行う主任看護師の職務 相当困難な業務を行う保健師及び看護師の職務
5級	困難な業務を行う看護師及び保健師の総括の職務
6級	相当困難な業務を行う看護師及び保健師の総括の職務

この条例の議案に関しましては、まず次のページをお開きいただきたいと思います。次のページの中で職務の級、そして標準的な職務の内容ということで書かせていただいております。これが次のページまで続くわけですが、実はこれは今までは、私たち各自治体そうだと思いますが、規則で定められていた内容を条例化しようということでございます。先ほどの提案理由にもございましたとおり、平成28年4月施行の人事評価制度導入ということがございまして、国からの通達の中で、これまでの標準職務表というのを規則から条例化しようという話がございます。しかしながら、3月で出さなかったのは、まだそこで、3月の議案を提案するまでにはそこまで内容が詰められていなかったということがございまして、国や県からの指導の中ではぜひ年度内での議会ができない場合は、3月定例議会以外でできない場合は専決処分をして6月で同意を求めてくださいという御説明がございまして、私ども別案件で臨時議会を開くことになりましたので、専決をすることなく今回の議会で条例を提案するものであります。これが議案第24号でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第4．議案第24号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

現行と改正後の表がありますけれども、変わったのは現行を別に定めるから、別表第4のとおりですという、いわゆる下の表がついて、それが説明文になっているということですよ。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おっしゃるとおりでございまして、別に定めるとは規則で定めるということだったものを、そのまま条例の中に入れ込んだということでございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第24号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 同意第1号 座間味村教育委員会委員の任命についての提出議案の説明を求めます。宮里 哲
村長。

○ 村長(宮里 哲)

同意第1号

座間味村教育委員会委員の任命について

下記の者を座間味村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規程により議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字阿佐117番地
氏 名 市村 志津子
生年月日 昭和31年9月8日

平成28年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

教育委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

以上でございます。市村志津子氏につきましての履歴に関しましては、添付の資料を御一読いただければと思います。以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 議長(宮里祐司)

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第6. 同意第1号 座間味村教育委員会委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 座間味村教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第1号 座間味村教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第7. 発議第4号 米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議についてを議題とします。

発議第4号

平成28年3月30日

座 間 味 村 議 会
議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会議員
宮 平 讓 治
賛成者 同 上

米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議

去る3月13日、那覇市内のビジネスホテルで、米軍キャンプ・シュワブ所属の海軍1等水兵が、沖縄に観光で訪れていた女性宿泊客に性的暴行を加えたとして、準強姦容疑で逮捕される事件が発生した。

多くの観光客が宿泊し、安全、安心であるべきホテルで発生した今回の卑劣な事件は、女性の尊厳を踏みにじる蛮行であり、平穏な観光旅行を脅かすもので、県民、観光客と観光関連業界に大きな衝撃と不安を与えている。

本村議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの綱紀肅正などの取り組みの実効性は全く上がっていない。米軍は、今回の事件が過去の不幸な事件を想起させ、県民及び観光客が一層恐怖にさらされている現実を受け止め、抜本的な方策を講じ、具体的かつ実効性のある事件・事故防止策を実施すべきである。

よって、本村議会は、県民、観光客の人権と生命、財産と観光関連業界の経営を守る立場から、米海軍兵による許しがたい準強姦容疑事件に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

1. 被疑者に対する厳正な対応と、被害者への謝罪と完全な補償を行うこと
2. 米軍人の教育徹底と綱紀粛正を図るとともに、県民、観光客と観光関連業者が安心して生活し営業できる実効性のある抜本的な再発防止策を講じること
3. 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること
4. 在沖米軍基地の整理・縮小と米兵の削減を促進すること

以上、決議する。

平成28年3月30日

沖縄県座間味村議会

あて先

在日米軍司令官、在日米海軍司令官、在沖米海軍艦隊活動司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、駐日米国大使

この採決は、起立によって行います。発議第4号 米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発議第4号 米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 発議第5号 米軍人による準強姦容疑事件に関する意見書についてを議題とします。

発議第5号

平成28年3月30日

座 間 味 村 議 会
議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会議員
中 村 勇
賛成者 同 上

米軍人による準強姦容疑事件に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍人による準強姦容疑事件に関する意見書

去る3月13日、那覇市内のビジネスホテルで、米軍キャンプ・シュワブ所属の海軍1等水兵が、沖縄に観光で訪れていた女性宿泊客に性的暴行を加えたとして、準強姦容疑で逮捕される事件が発生した。

多くの観光客が宿泊し、安全、安心であるべきホテルで発生した今回の卑劣な事件は、女性の尊厳を踏みにじる蛮行であり、平穏な観光旅行を脅かすもので、県民、観光客と観光関連業界に大きな衝撃と不安を与えている。

本村議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く上がっていない。米軍は、今回の事件が過去の不幸な事件を想起させ、県民及び観光客が一層恐怖にさらされている現実を受け止め、抜本的な方策を講じ、具体的かつ実効性のある事件・事故防止策を実施すべきである。

よって、本村議会は、県民、観光客の人権と生命、財産と観光関連業界の経営を守る立場から、米海軍兵による許しがたい準強姦容疑事件に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

1. 被疑者に対する厳正な対応と、被害者への謝罪と完全な補償を行うこと
2. 米軍人の教育徹底と綱紀粛正を図るとともに、県民、観光客と観光関連業者が安心して生活し営業できる実効性のある抜本的な再発防止策を講じること
3. 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること
4. 在沖米軍基地の整理・縮小と米兵の削減を促進すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月30日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

この採決は、起立によって行います。発議第5号 米軍人による準強姦容疑事件に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発議第5号 米軍人による準強姦容疑事件に関する意見書は、原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成28年第1回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後1時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治